

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和4年8月19日（金曜日）13時30分～16時14分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、阿部委員、工藤委員、船本委員、森議長  
ワザハバー 村田議員、小寺議員、金木議員、平山議員

事務局 豊島局長、嶋元係長

報 道 北海道新聞社

逢坂委員長

本日は、大変お忙しい中ご苦労さまでございました。それでは、ただいまから総務産業常任委員会を開催したいと思います。

本日の案件でございますが、まずは上下水道課の上下水道及び簡易水道についての1件、その後建設課所管の町道管理状況についてと除排雪業務開始に伴う課題等についての2件について調査を行いたいと思います。内容につきましてはそれぞれ担当課より逐次説明を受けながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。早速ですが、まずは上下水道課から始めたいと思います。担当課の棟方課長より内容の説明をよろしくお願いをいたします。

### 1 上下水道及び簡易水道事業について

説 明 員 上下水道課 棟方課長、竹内主幹 小笠原係長

棟方上下水道課長 13:31～13:31

それでは、本日の議題は上下水道及び簡易水道事業についてということですので、お手元の議案に沿って主幹の竹内のほうからご説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

竹内主幹 13:31～13:59

本日の議件につきましては、上下水道及び簡易水道事業についての全体的な説明ということでしたので、各事業の概要と決算状況を中心に簡単に説明させていただきまして、その後上下水道課より議会の皆様にちょっとご説明させていただきたい案件が幾つか

ありますことから、お配りした議案のとおり羽幌町水道事業経営戦略、下水道会計の地方公営企業法適用についてを引き続きご説明させていただきます。この後建設課の出番もありますし、本日の案件大変多くなっておりますので、各事業の概要については簡単な説明となってしまいますが、不足ありましたら、質疑等でご対応できればと思っています。ただ、申し訳ありません、今回の議案全体的に説明ということでしたので、細かい数字に関しては一旦保留して、休憩に入らせていただいた上で回答する場合もありますことをあらかじめご了承願います。

それでは、資料のほうに入ります。まず、各事業の状況ということで、最初の議題は現時点での令和3年度決算ベースの状況と事業概要について簡単に説明します。当然のことなわけですが、決算委員会前ですので、あくまで予定の数字ということでご理解ください。

初めに、上水です。資料1は水道事業の施設の概略図となっております。御覧いただきまして、説明は省略します。

次の資料2です。令和3年度決算の概要となっております。給水人口は5,949人で、前年比142人減、年間配水量は92万7,113立方メートルで、前年比1万6,574立方メートル減、有収水量は65万4,794立方メートルで、前年比7,415立方メートル減となっています。これは、工業用において一部需要の回復が見られたわけですが、給水人口の減少や新型コロナウイルスによる営業自粛の影響がまだ続いているものと推測しています。漏水調査及び修繕の結果、有収率につきましては70.6%となっており、昨年と比較して0.4ポイント改善しております。次に、収益的収支です。お配りしている資料、大変申し訳ありません、概略版のため、金額1,000円単位となっております。ご了承願います。経常収益が税抜き後で前年度比246万7,637円減の2億1,839万8,288円、減少の理由としては使用料収入の減と、あと現金を伴わない収入である長期前受金戻入の減が主な原因となります。これに対しまして費用は、前年度比412万8,304円増の1億9,097万5,427円となりました。法律で水道施設台帳の作成が義務づけられたことによる委託料の増、ポンプの更新といった修繕費、また電気代が100万近く上がっていることなどが影響していると思われます。なお、人件費につきましては、課長、管理係長、主事1名の3名分を水道事業より支出しています。単年度で企業経営成績を明らかにする損益計算の結果は2,742万2,861円の純利益となる見込みです。資本的収支なのですが、工事請負費で税抜きで4,451万円を計上しています。大きな工事としましては、浄水場内のシーケンサ装置更新工事3,058万円などがあります。詳細は、内訳を御覧ください。企業債の元金償還は5,758万1,611円です。起債残高、資金残高、収納率等につきましては、資料のとおりですので、御覧ください。

本当に簡単なのですが、次へ行かせていただきます。次、下水事業で、資料3になります。こちらは下水道事業のパンフレットになっていますので、事業概要についてはこちらを御覧いただきまして、説明省略します。

資料4です。一番上のところです。接続人口、前年度比131人減の4,027人、これに対しまして区域内人口は前年比151人減の5,491人ですので、3月末現在の水洗化率は73.3%となっております。有収水量は、前年度比2,632立方メートル増の42万4,701立方メートルとなっています。

次に、決算状況、下の欄です。括弧書きになっているものは、その科目の内訳の主なものとなります。この括弧のほうは、全て令和3年度の数字になります。収入につきましては、全体額3億6,743万1,679円のうち、分担金でM I C S施設建設費の起債償還分、苫前、初山別の負担金が405万6,469円、下水道使用料及び手数料が8,013万9,144円、国の交付金などが1,731万9,500円、一般会計からの繰入れが2億3,340万、M I C S事業の3町村負担金が1,509万9,359円、起債1,720万が主なものとなります。

次に、その下の支出についてご説明します。一般管理費の職員人件費690万735円の減につきましては、2年度と比較して職員が1名減となっていることによるものです。なお、令和3年度は技術の技師1名と主任1名、会計年度任用職員1名の3名分を支出しています。負担金補助及び交付金は2年度と比べて減少していますが、これは水洗化補助金の廃止によるものです。施設管理費に行きまして、需用費の減は2年度に実施した曝気装置の制御盤工事が修繕料に計上されていた、その影響です。その下行きまして、事業費の委託料につきましては、令和3年度は下水道事業計画の認可変更などについて業務委託を行っています。工事請負費2,209万7,033円の内訳ですが、大きな工事としては浄化センターの曝気装置速度制御盤の更新工事1,738万円などが含まれています。起債の償還については、元利合わせて71万9,666円増加となっています。

次に、簡水のほうになります。資料5は裏表になっておりまして、天売、焼尻それぞれのフローシートとなっております。水源だとか各施設、水をつくった流れなど簡単に示したものです。こちらを御覧いただきまして、説明省略いたします。

次、資料6をお願いします。給水人口は、天売253人、焼尻162人、合計415人で、前年度比13人減。その下、年間配水総量は、天売2万8,873立方メートル、焼尻3万3,749立方メートル、合計6万2,622立方メートルで、前年度比4,005立方メートル増。有収水量は、天売1万8,627立方メートル、焼尻1,387立方メートル、合計3万1,714立方メートルで、前年度比306立方メートル増となっています。これは、新型コロナウイルスによる営業自粛等が引き続き影響しているものの、観光客がほぼゼロだった令和2年度と比較すれば多少観光需要が回復した影響があるのかなと推測しています。なお、有収率につきましては、

天売64.5%、焼尻38.7%となっております、焼尻の漏水が毎年修繕はしているのですが、なかなか改善しないところに課題があるものと考えております。

その下、決算状況に行きまして、歳入につきましては全体額4,614万1,689円のうち、水道使用料が1,504万3,865円と、あと一般会計からの繰入金3,090万が主なものとなります。

歳出です。職員人件費につきましては、業務係長1名と天売、焼尻それぞれ1名ずつ会計年度任用職員を配置しています。真ん中の段辺りの委託料で、国から義務づけられております水道施設台帳の整備委託、あと取水量がちょっと減ってきておりました天売和浦の井戸の清掃調査などが前年度と比較して増額となっております。工事請負費についても、天売和浦の井戸水位計更新などの影響により増額となっております。公課費というのは消費税になるのですが、通常一般会計からの繰入額が多い場合仕入れ控除消費税が全額認められませんが、簡易水道事業については簡易課税制度を選択しておりますので、納税額は低額で済んでおります。起債の元利償還金は、昨年度と同額となっております。

次、資料7なのですが、参考資料として水道事業、簡易水道事業、下水道事業の使用料の一覧載せておりますので、御覧ください。羽幌町は従来より日本でもトップクラスの料金であるというのは皆さん御存じだったのかなと思いますが、今は全国的にインフラの更新にどこのまちもお金がかかっておまして、2度の消費税増税もあったことから、実質全国的には3,000円を超えているところが今は上位を占めるようになってきております。実を言うと既に羽幌町ランキングから姿消しておまして、水道協会に聞いてみないと分からないのですが、今どのくらいの順位にいるかというのはちょっと分からない状況なのですが、上のほうにはまだいるのかなと、そういう認識です。ちなみに、留萌管内で申し上げますと、10トン換算では上から4番目と、天塩さんとか増毛さんのほうが今は多いような状況となっております。

一応議案1の各事業の現状につきましては以上となるのですが、質疑とかは一応挟んだほうがよろしいでしょうか、最後までやったほうがいいでしょうか。

逢坂委員長

全部一応やっていただいてから質疑応答に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

竹内主幹

それでは、質疑につきましては、全ての議案をご説明させていただいた上で最後にま

とめてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

次、議案の2の羽幌町水道事業経営戦略の公表ということで、資料8番になります。経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画となりまして、従来より総務省から策定を要請されておりました。簡水、下水については既に策定済みでございましたが、このたび令和4年3月に上水の経営戦略策定し、町のホームページに掲載しているところです。内容については、こちらでも簡単にご説明します。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

1の事業概要については、御覧いただきまして、説明省略します。

次、ページ2の将来の事業環境なのですが、こちらは人口が減っていくというのと、それに伴って料金収入が減っていくという内容になっています。

次のページが4番の投資、財政計画となっているのですが、すみません、もう一枚ページ開いていただきまして、表になっている10年間の収支計画、最後のページについているのですが、これを積算する上での前提条件がここに記載されております。

ページ戻ってもらいまして、今度①の収支計画のうちの投資についての説明という欄で、投資的事業の条件設定について記載しております。当面は浄水場のメインシステムの更新を5か年かけて優先的に取り組む、そういうような内容になっております。なお、毎年交換している量水器については、8年のうちに個数が少ない年度が2年ありますけれども、令和6年度と7年度がその年となっています。

その下、②の財源についての説明ですが、使用料は過去実績に応じて下がっていくものと算定しています。なお、企業債繰入金、国庫補助金については収入を見込んでおりません。このような条件を設定した上で、向こう10年間は当面黒字が維持できると、そのような計画となっております。

すみません、こちらの表の見方を1点だけご説明させていただきたいのですが、この表だと表のほうです。期末の預金残高が分かりづらい内容になっているものですから、見方としましては、A、B、C、D、E、F、Gと縦に書いているのですが、(J)の流動資産とある欄からその下にある未収金を差引いて、薬品の貯蔵品300万ほどをさらに引いたものがざっくりとした期末の預金残高となります。この表の令和12年度でいくと1億4,000万ほどが残っている計算になります。この経営戦略についてなのですが、取りあえず黒字の維持についての内容で提示しておりまして、従来より適正な預金残高は幾らなのだろうというお話の中で2億程度が適正と答弁してきておりましたので、この表でいくと2億を下回るであろうタイミングが令和8年、9年前後を想定されますので、その前後起債を活用した建設改良事業の実施もちょっと考えていかな

ければならないのかなと考えています。

本当に簡単で申し訳ないのですけれども、経営戦略の説明は以上となります。

今ちょっと繰入れの話出たので、もう一点だけ説明したいのですけれども、経営戦略とは直接関係ないのですが、一般会計の繰入金について、料金高いところは交付税の措置あるのではないかということで前回の委員会で議長から宿題出されておりましたので、ここでご回答します。結論から申し上げますと、当町は該当しません。高料金対策という名前にはなっているのですけれども、単純に料金が高いものに対する繰入れを対象としているものではなくて、自然条件が悪いか、地理的不利があつて資本費、資本投下にすごくお金がかかっていると、それはほかの町村と比べて割高になっているから高料金になっていると、そういう事業体に対する繰入れの財源措置が高料金対策の財源補填となっています。

条件が3つありまして、基本的には2年前の実績で計算するのですけれども、今年であれば令和2年度の有収水量1立方メートル当たりの資本費が148円以上、同じく1立方メートル当たりの給水原価が261円以上、供給単価が175円以上の場合に資本費を超えた部分が該当するという制度になっています。羽幌町においては給水原価と供給単価は条件には該当するのですが、資本費の148円がずっと下回っている状況になっていることから、非該当となっています。これは、過去10年以上ずっと下回っているような状況です。資本費の算出方法なのですけれども、減価償却費から長期前受金戻入を差し引いて、企業債の利息を加えたものを有収水量で割り返して算出するのですけれども、今回算出した2年度の数値だと148円の基準に対して87.19円と大分大きく下回っている状況になります。

それでは、続きまして下水道会計の地方公営企業法適用について説明します。資料は、こちらの計画の9番、10番になります。地方公営企業法適用なのですけれども、言葉が長いので、法適用という言い方で統一させていただきます。後ほど説明しますが、この法適用に係る事務なのですが、令和2年度より既に着手しております。令和元年度の予算要求の段階で概略については説明されていたのかもしれませんが、議会の皆さんへの詳細な説明がここまで遅くなってしまったことをまず初めにおわび申し上げます。

それでは、法適用に至る経緯について改めてご説明いたします。まず、地方公共団体は、一般的な行政サービスのほかに水道、ガス、地下鉄、病院といった企業活動を行っておりまして、これらを総称して公営企業と呼んでおります。公営企業はあくまで地方公共団体の事務の一部なので、地方自治法や地方財政法、地方公務員法などが原則適用されるのですけれども、公営企業という名前のおり企業のような性格を持っていることから、企業の経済性を発揮するためにはこういった法律との相性が悪い部分がありま

して、効率的、機動的な事業運営を行う上で障害となる規定を排除し、そうした部分の特例として事業の実態に即した法律として制定されているのが地方公営企業法になります。地方公営企業法の特徴としては、会計の方式が民間企業と同じ発生主義に基づく複式簿記が採用されている。それに伴う財務諸表の作成が義務づけられている。損益取引と資本取引が区別されていて、減価償却の考えが取り入れられていることなどが挙げられます。

カラーの基礎知識と書かれた資料を御覧ください。地方公営企業法なのですけれども、まず当然に適用される企業があります。当然適用です。この資料の真ん中辺り、緑で囲まれた辺りの事業です。羽幌でいえば水道事業のみがこれに当たります。当然適用の全部適用というところです。ほかの町村だと、バスだとか地下鉄とか、そういうものもありますし、また公立病院につきましては財務と会計に関する規定のみが適用されます。次に、地方公営企業法を適用しなくてもいい事業、これが法非適用事業です。こちらの緑から外れた右側のところに載っているのが法非適用事業です。羽幌でいうと簡水と下水、港湾事業、介護サービス事業、他町村だと観光施設などもこれに当たります。これらの事業は、地方公営企業法を適用しなくてもいいので、実質的に任意で法適用することもできます。これが今までのお話でした。

次に、国の動きについてご説明します。資料、次のページ、横になっているものです。総務省は平成27年から法適用の拡大を進めることとしました。まず、人口3万人以上の簡水と下水については、平成31年度までに法適用するよう要請していました。令和元年度に、新しいロードマップとして人口3万人未満の簡水、下水についても令和6年度までに移行するように要請されたところです。この要請が単なるお願いなら先送りしてもいいところなのですけれども、法適用しない場合は交付税措置だとか交付金が受けられなくなるということで、下水道事業としては法適用せざるを得ない状況にあります。ただ、法適用についてはそれ以外のメリットがないわけではなくて、複式簿記によって将来の見通しがよりの確に行うことができるという利点もありますし、減価償却が入ることで消費税の申告で節税になるという面もあります。今後適正な料金水準を料金改定で設定する際には、原価計算なども不可欠な取組ですので、持続的な経営を確保するために法適用する必要があると判断しています。

今のカラーの1枚目の裏側に法適用必要な理由とか書かれていますので、お時間あるときに御覧ください。

ちなみに、本日の説明の中にはないのですが、簡水につきましてはそもそもの事業規模が小さいことと導入に係る委託料の年間支出総額分ぐらいの膨大な金額になることが予想されることと、あと財源措置が受けられなくなる金額が僅かであること、交

付金を使った大型事業が当面予定されていないことを理由に法適用しないととしています。

それでは次に、法適用をどのように進めていくかについてご説明します。まずは、法適用の方針の決定です。一口に法適用と言っても、法律の全部を適用するのか、財務規定のみを適用とするのか、固定資産の整理方法はどうするのか、既存の水道事業がある中で執行体制どうしたらいいのか、羽幌町独自の課題はないのかといった細かい部分を詳細に詰めていく必要があります。これらの方針決定をするために、羽幌町下水道事業地方公営企業法適用基本計画というものを令和3年2月に策定しました。資料10番の中にお配りしているものが基本計画です。こちら1枚めくって、ちょっと目次を御覧ください。第1章の目的から始まりまして、第2章、第3章で町の現状と国の動き、第4章については地方公営企業法についての基礎知識となっております。第5章からが実質的な法適用に関する事務の内容となっております、ちょっと項目が多いので、今回全ては説明し切れないのですが、事前準備として方針の決定、固定資産の調査、条例の制定、新予算の編成、会計システムなどの整備についてその課題と検討方法が記載されております。

ページ一気に飛ばしていただいて、57ページをお開きください。57ページ、これらの検討事項を踏まえて決定された基本方針がここに載っているものとなります。移行目標については令和6年3月31日、適用の範囲は全部適用、管理者は水道事業と同様に非設置、固定資産の整理は標準整理手法を採用、移行に当たっては専門知識を要する上に作業量が膨大なため、委託を活用となっております。なお、委託に当たっての経費につきましては、公営企業会計適用債を活用することができまして、元利償還金の一部に対して交付税で措置されます。

次のページお開きください。予定スケジュールが記載されております。ここの①の移行事務の準備がこの計画書の策定を含む令和2年度に行った委託部分です。下がっていきまして②、固定資産台帳の整備につきましては、作業量が膨大なので、令和3年、4年の2か年の業務として一般競争入札にかけた上で業者に発注してありまして、現在も作業中です。③以降は、条例改正、システム整備などを含む移行の支援について、これも令和4年、5年の2か年の業務で委託しております。これも現在作業中です。システムの整備なのですけれども、6年度からの新予算執行するためには前の年度までに企業会計のシステムを導入しておく必要がありますので、令和5年に会計システムの導入を行います。

右のページ行きまして、法適用に伴う事務手続、ここは内部調整です。内部の調整を行いながら、各種条例の上程は令和5年の9月議会を今目指しているところなのです。

れども、作業の進み具合では12月議会になる場合も考えられます。改正、制定が必要な条例、規則については46ページと47ページに記載されていますので、後で御覧ください。

⑤番の予算編成です。令和6年3月の予算委員会では法適用後の企業会計の予算書を提案する見込みです。企業会計には出納整理期間というものがないので、3月31日をもって古い特別会計の打切り決算というものを行います。4月1日からは、もうすぐ移行しまして、全く新しい通帳で事業を行っていくこととなりますので、運転資金として早い段階で一般会計から概算の繰入れを受ける必要があるのかなと考えておりました、この辺りは今後財務当局と調整していきます。出納整理期間ないのですけれども、未収金と未払い金が確定した段階で移行初年度のみ特例的未収金、未払い金の処理というものを行いまして、予算補正します。

こちらのスケジュールに載っていないのですけれども、この先なのですけれども、法適用した令和6年度の初めての企業会計の運用ということで、その助言だとか消費税の申告に対する支援、令和7年度についても法適用後の決算ということで何らかの支援が必要なのかなと考えております。法適用に係る公営企業会計適用債については、法適用後3年間は財源措置されると聞いております。

資料のご説明これで終わりなのですけれども、最後になるのですが、今回の委員会の説明に当たって、今資産調査とかやっているところなのですけれども、減価償却費だとか一般会計の繰入金とか、大体どれぐらいなのかざっくり見積もれないかということで業者にも聞いてみたのですけれども、委託先の公認会計士からは現時点では使い物になる数字が出せないということで、今日の委員会では細かいお金の話できないことをあらかじめご了承願います。

簡単ではあるのですけれども、以上で下水道事業法適用の方向と現在の進捗状況についての説明とさせていただきます。

#### 逢坂委員長

ありがとうございます。ただいま説明をいただきました。実を言うと大変ボリュームのある資料で、内容も多岐にわたってという説明でございました。各委員におかれましては、これだけのボリュームのある資料が今日来て、質問するということについてはなかなか難しい部分があるのかなというふうに委員長としては思っております。ある部分現状の水道事業について主たる目的でございましたので、そこを重点に進めていけたらなというふうに委員長としては思っております。なおまた、いろんな部分で法的なものもありますし、それからこれからの経営戦略等もここに載っかってはおりますが、それらも含めて、多少前後してもいいので、質問できる範囲内において質問をしていただ

ればというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これから質疑応答に入りたいと思います。発言につきましては、それぞれ挙手にてお願いをいたします。それでは、何かあればよろしく願いをいたします。何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:01～14:35

磯野副委員長 現状について、簡水の現状でいつもいつも気になっていることなのですが、有収率、いわゆる漏水の部分で焼尻が非常に漏水が多いのですけれども、ずっとその場、その場で取り替えたりなんなりしてきたのですけれども、今後抜本的な改善策というのは何か考えていらっしゃいますか。

棟方課長 今のご質問なのですが、管自体はめっちゃめっちゃ古いものばかりがあるわけではなくて、まだ更新時期は来ていないものがほとんどというように認識しております。漏水の関係なのですが、ここ数年来は毎年漏水調査というものをやって、そこで発見したものを随時直していったような状況なのですが、1つ直しても次の年にはまた別なところが漏水になっていたりとかというような状況で、なかなか有収率が上がっていないような状況なのですけれども、引き続き漏水調査をかけまして、有収率が上がるように努力してまいりたいと思っています。

磯野副委員長 ということは、ふだんは漏水はしていないけれども、突然どこか漏水するということなのか、それとも常にどこかが漏水しているというふうな押さえ方なのかのですか。

棟方課長 常にどこかで、規模は別としましても漏水しているような状況なのかなとは思っております。ただ、漏水調査によっても100%全て発見できるわけではなく、本当に小さいものでしたらなかなか発見できないものがあったりもしますので、それは地道に調査かけながら漏水しているところを潰していくしかないのかなというように考えております。

磯野副委員長 人口もだんだん減って行って、家も使わない家が出てきたりということ

なので、なかなか難しいだろうとは思っています。私たちの聞いている範囲では、昔の図面もなかなかないようなところに入っていたりということで、しかもそこに舗装をかけてしまったということだというふうに認識はしていますので、大変でしょうけれども、お願いします。

もう一つ、ここ何年かで気がついたのですけれども、徐々に島全体の例えば池だとか、ああいうところの水が、沢の水が減っていったという感覚をずっと持っているのです。その辺は天売、焼尻両方なのですけれども、やはり減っているという認識なのですか、それともここ何年単なる気候の変動というふうな考え方なのですか。

棟方課長 特段目に見えて減っていったというふうには認識していなくて、天候的なものなのかなというふうには考えております。

磯野副委員長 ということは、取りあえず配水池に送る水には今のところ特に影響はない、しばらくは影響ないという認識でいいのですよね。

棟方課長 おっしゃるとおりに考えております。

阿部委員 先ほど説明で下水道事業が特別会計から企業会計のほうになるということで、それが令和6年度からですよ。なったときにやはり気になるのが料金の部分、これはこのままの現在の使用料でいけるものなのかどうなのか、その辺まずお聞きしたいなと思います。

棟方課長 今料金の関係だったのですけれども、現時点で維持管理すら使用料では賄えていないような状況というのがまず現実としてあります。ただ、料金どれぐらいが適正なのかというところなのですけれども、先ほど竹内のほうからもお話しさせていただきましたけれども、減価償却ですとか、そういうものの数字が出てこないことには将来どれぐらい費用がかかるので、どれぐらいの料金が適正なのかということがまだ出せないものですから、そういう数値が出てから、どのぐらいの料金が適正なものなのかということについて検討してまいりたいと考えております。

阿部委員 現時点では、細かい数字というか、そういったのが出てこない限りちょ

っと分かりづらい、分からないという部分もあるとは思いますが、住んでいる人間にしてみると、会計の制度といいますか、それが変わったことによって当然料金が上がってしまうというのはやはり厳しくもなると思っていますので、できるだけ今の料金を維持していただきたいなという思いと、特別会計から企業会計になって、自分も全く知識がないのであれなのですけれども、例えばそれによって今の資料4でいきますと国庫補助金、国から入ってきますけれども、例えば何か工事をするのであったらそういったのが使えるとか、企業会計になったら使える、そういったのはどういった内容かお聞きしたいと思います。

棟方課長 補助金につきましては、法適化になっても特段変わらず、現在の制度の下で補助を受けられるものと認識しております。

阿部委員 今までどおり工事であったり、そういった部分には補助金等は使えるということで、もったいないとは思いますが、現在も一般会計の繰入金、下水道事業のほうに入っていますけれども、現時点では人件費とか、いろんな諸経費的な部分もその一般会計も使いながらということなのか、そこはちゃんと料金の中で人件費ぐらいは賄えているものなのか、その辺はどうなのでしょう。

棟方課長 繰入れに基準内、基準外というものあるのですけれども、基準内は国で決められたところに対して繰り入れなさいという部分と、あとそれ以外、足りない部分が基準外ということで繰り入れられていまして、先ほど申しましたけれども、使用料だけでは維持管理費も賄えていないような状況ですので、足りない部分については繰入れをもらって運営をしているような状況になっております。

阿部委員 最後の先ほどの資料10の法適用基本計画書の44ページを見ていきますと、使用料金だけでは、今課長言ったように例えば人件費であったら賄えないというか、というのはここには入らないのですか。例えば法適用することによってそういった部分は見れなくなるからという感じになるのですか、どうなのでしょう。

棟方課長 その辺の細かい数字なのですけれども、先ほど来申しましているとおおり、減価償却がどれぐらいとか、そういう細かい数字がないものですから、何とも現時点で繰入れもどうなるかというお話も正直できないような状況ですので、そういう数字が固まり次第また財政当局のほうとも協議をしながら、どのような形になるのかということを含めていきたいと考えております。

船本委員 私の今心配しているのは、阿部委員とちょっと関連するのですけれども、下水道料金が今でさえ、今は特別会計で一般会計から繰入れしている。2億くらいしているのですか。それでも2億も一般会計から繰入れしているのに、今度は切り離して独立採算でやるわけですから、当然今の状況でいくとなれば下水道料金を上げなかったらやっていけない。自分で出したわけでないから分かりませんが、まず無理だなという、それが1件。

それから、もう一つは、今水道のメーターを使って下水道もやっているわけなのです。ここら辺がどうなるのか、そこら辺も含めて検討されているのかどうなのか。今までどおり下水道のメーターを使ってやるのであれば、今でもちょっと不公平な部分がある。例えば車洗ったり、細い話で悪いのだけれども、花畑に水をかけたりするのも当然下水道でカウントしているわけですから、そうならば、今度は別に離して、下水道でやっていけないからということで料金上げると。そのメーターは同じメーターを使うとなれば、当然車洗うとか何かは下水道でないものに使うことの部分もカウントされると思うのです。水道料金であれば、当然水道ですから、水道を使うわけだから、車であろうが何であろうがそれはいいのだけれども、下水道は別なものですから、そこら辺検討されているのかどうなのか。この2点、ちょっとお聞きします。

棟方課長 まず、料金の設定なのですが、これも先ほど来申しましているとおおり、現時点で料金では賄えていませんので、値上げの必要性も出てくるのかなとは思いますが、その辺も先ほどからの同じ回答になりますが、いろいろなデータが出そろってから適正な料金について検討してまいりたいと思っております。

2点目の下水道の料金のメーターの関係、水道メーターを使っていると

いうお話なのですけれども、以前も何かそういうご質問あったような記録を見たのですけれども、そもそも下水道の管って水道と違って常に管を満杯が流れているわけでもないですし、それを測るというのはまず難しいというのがありますし、あと水道のメーターをもし仮に下水道を通らないところで使う分については、メーターをつけてきちんとカウントできるような状態にしてあればそれは認定ということもできるのですが、それは使用される方の費用、責任においてつけていただくような形になります。当然そうなればメーターの設置にお金がかかりますし、うちの水道メーターと当然一緒ですので、8年に1回は新しいものに交換していくとか、そういう費用も出てくるような形になります。そう考えた場合に、一般個人の方が果たして、個人で庭にまく分だけメーターをつけてカウントしてというようなことをやったら費用的にペイはできないのかなと一般的には考えておりますので、結局そういうふうになりますので、料金としては普通に経済的にあまり費用をかけないで算定できるような形ということで、どこのもうちと同じような形で水道メーターのカウントをもって下水道料金を算定していると思っております。

船本委員 羽幌は3万人未満だから令和6年からなのでしょうけれども、留萌市あたりも同じか、3万ないのだけれども、であればほかのところでそういうケースがあれば、同じ水道のメーター使っているというのなら方法がないのかなと、それもやむを得ないのだけれども、そこら辺は町民にどのような説明して納得してもらうか。結構そんな話も出ていますので、やっぱり一番心配しているのは料金の問題、大丈夫かという心配していますので、そこら辺もまたしっかりと精査して説明してください。

逢坂委員長 答弁はいいですか。

船本委員 いいです。

磯野副委員長 さっき説明あったシステムの部分なのですけれども、システムの導入方針の検討に当たって、従来のシステム継続してということなのですけれども、町としては、私のあれでは今までも複式で決算とか出していますよね。そうすると、従来のシステムでも十分対応できるという考えなの

か、それともがらっといかなければならない。

棟方課長 今までの下水道事業は普通の特別会計でやっておりますので、官庁会計ということで一般会計と同じ財務会計のシステムを使用しておりますけれども、今度は法適用になった場合には複式簿記ということになりますので、今上水道のほうが複式簿記でやっていて、そのシステムあるので、案としては上水で今使っているシステムに下水の部分も組み込んでというの也被えられますし、また上水も含めて別なシステムということも考えられますけれども、その辺はこれからまた検討というふうになります。

森 議長 起債関係でちょっと確認したいと思います。まずは、1点目として、先ほど主幹のほうの説明で令和8年、9年度程度でしたっけ、基金のほうは2億を下回る可能性が高いと、その段階で、意味合いも含めて言葉も正確に覚えていないのですけれども、起債の見直しという意味ですか、新たな起債という意味ですか、その辺も検討していくというふうになるのではないかとこのように私には聞こえましたので、それについてもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

棟方課長 起債の関係、以前よりいろいろお話はあったかと思ひます。これまで数年来は手持ちのお金でいろいろ効率化やってくるわけですけれども、おっしゃったように、これまでも手持ちのお金幾らぐらいが必要かというところで、一つの目安として2億円程度というお話もありましたので、今後人口とかも減っていけば収入もそれなりに減っていきますので、そういう中で手持ちのお金はある程度キープしておかなければいけないというのは担当課としても考えておりますので、2億ぐらいを保てるように、状況を見ながら起債が必要な場合には起債を借りて工事をすることも検討してまいりたいと考えております。

森 議長 これは現町長の方針で、実際昔は5億とか、多いときは7億ぐらいあったのかな。それが1年で1億、2億どんと設備投資を全く起債を起ささないで手持ちの資金から払ってしまった。払ってしまったというか、そういう運用をして一時的にぐっと減ったと。あと、そこから少しずつ減

っているというようなことなのではすけれども、現実には黒字決算をしているわけですから、大幅にそういうことがなければ、起債を使うというのは必ずしも、借金増やすというのは全部悪いような印象を持つ人もいるかもしれませんが、例えば耐用年数が何十年のものをそこでやった場合に、今までためたお金を全部使っていわけではないでなくて、受益というのはそこから10年、20年、30年使う人たちも負担するというのが基本的な、先ほど後であった公営企業法なんかもそんなような精神あると思うのですけれども、そうすると今住んでいる人間が大幅に、料金値上げは結局議会が議決してやりましたけれども、全てを負担するというものでは本質的でないと思っています。その上で、それを安定的な経営するためには有利な起債というものを使わないで運用するということ自体僕は、間違っているという言い方は極端かもしれませんが、そういうことをバランスよく考えてやっていくのが特に地方公共団体に関わる公営企業法のうまくやる理由だと思いますので、個別具体的なことを今議論する気は全くありませんけれども、常にそういう視点をどこかで持って踏み切っていたいただきたいなと思います。ただ、何かの理由も要るでしょうから、2億減ったからというのはどうなのだという思いもありますけれども、場合によっては臨時的な例えば破損だとか、そういうときでも借金するのは嫌だからしないなんていう、そういうことではなくて、むしろ数字をきちっと科学的に分析して、将来的に住民負担にならないような観点を持って検討をお願いしたいと思います。

あと、ちょっと細かいことの確認というところなのではすけれども、起債償還のほうは、起債何年もしていないと思いますので、去年、今年として5,600万、5,700万という起債償還をして、起債残高が今6億4,000万ですか、昨年。これみんな返すのは年度ばらばらになるので、単純に11年たったら借金ゼロになるということではないと思いますけれども、10年たったら5億、仮に6億ぐらい返してしまうわけだから、繰上償還とかなんとかでなくても、もっと長い借金もあるから、途中からまた起債償還の金額が減ったり、そういう部分もあるのだろうと思いますけれども、先ほど言った理屈と少しかぶる部分もあるのですけれども、公共団体、基本的に潰れるということはないし、直接住民の生活サービスにかなりのウェイトを占めているのが上下水道だと思いますので、起債残高が減ったから決められた金額を決められたように考えているのですけれども、

前に言ったのはこれ繰上償還できないかと言ったら、できるものはありませんというようなことがあったと思いますけれども、そういうタイミングや何やらも含めて常に状況の変化みたいことも含めてお願いしたいと思います。

また、水道は水道事業債というのは財政的に非常に有利なものが多いのだと思うのですが、例えば今回辺地債が中央、寿、そっちのほうに適用になるということになりましたよね。そうすると、仮に水道事業にも使えるかとか、全然私知識ないのですが、例えば一部事業に辺地債とか、過疎債もそうなのですが、使えるということになれば、それはそれですごく楽になると思いますし、積極的に、辺地債とかは実は僕らも分からなくて、ショックだったのですが、島しか使えないものだと思っていて、そういうような空気で羽幌町自体が運営していたのがよくよく調べたら使えたから、使いますみたいなことを今年になって急に言われて、悪い言い方すると今まで何だったのだというようなことなのです。だから、別に水道だけに限らないのですが、常に状況の変化とか、そういうものを見て財政運営をうまくやることによって住民の負担が大幅に増えないような形で努力お願いしたいと思います。

もう一点、実際に使用料に関しては、人口は間違いなく、これはやむを得ないことですが、減っていくということの中で、収益として減っていくことを止めることは非常に現実難しいと思いますけれども、これは上下水道課というより町全体として、特に下水道に関わるかもしれませんが、例えば商工観光だとか、農政はどうかちょっと分かりませんが、そういうものも含めてこの町の産業をある程度発展させることで水道の使用料とかということにも影響してくるのです。人口減るからしょうがないとか、町の産業なんかやっただけでどうせうまくいかないのだから、何もしないということになると、同じように各町村人口減っていても、その中で元気なまち、産業を伸ばしているところは、ちょっと遠い道筋に聞こえるかもしれませんが、その結果として水道料、下水道料の収益にもつながりますので、どう考えても課長に言うのはちょっとお門違いなような気がしますけれども、全体として町の産業の発展というか、そういうような観点も持ってもらいたいというのが、これは課長に答弁してもらおうと思って言っているわけでありま

せんで、答弁は結構ですけれども、そういう観点もぜひ町全体として持っていただきたいなと思います。答弁は結構です。

逢坂委員長 ほかに何かあれば。(なし。の声) ないようですので、私からちょっと確認で、すみません。平成30年に実は総務の委員会、同じような水道事業ということで行われているのですけれども、そのときの資料を拝借してきたのですが、そのときに今後の大型事業ということで何点か計画をされていたはずなのです。31年に配水池の防水塗装で3,000万、それから32年度に栄町地区の管設備、国道横断が3,000万、それから平成33年、令和2年度以降に避難施設等の管耐震化、それを毎年やると、1,000万、この辺の事業についてたしかあまり予算で見たことがないのですけれども、どういうふうな結果になったか、ちょっと教えていただければと思います。

棟方課長 今おっしゃられた計画なのですけれども、その時点で取りあえずと言ったら言葉あれですけれども、のせていたものだと思うのです。今計画的にやっているのは、先ほども申しました浄水場がメインのシステムを計画的に令和6年度までの期間で今やっているような状況です。避難施設への耐震化のやつですとか、そういうものにつきましたは更新の計画というものがまだないような状況でして、国のほうで水道法が改正されて、水道施設台帳というものを作りなさいというものがありましたので、そちらのほうを優先してまずやっていたものですから、それでその台帳が昨年度で完成しましたので、今後それを基にしながら、耐震化も含めていろんな更新の計画について策定を検討していこうかと思っています。ただ、管自体は、前からちょっとお話あったかと思うのですが、下水道工事のときに補償工事ということで水道管新しく入れているものがあるものですから、耐用年数を超えてというようなものはほぼないような感じだと今認識していますので、水道台帳を基にしながら、様子を見てその計画を今後立てていって、計画的に布設替とかというものもやってまいりたいと考えております。

逢坂委員長 そうすると、これからそういう計画もやっていくという解釈でよろしいですか。

棟方課長            そうです。現時点でいつ頃からということにはちょっと申せませんが、今後そういうものを立てて計画的に進められたらと思っております。

逢坂委員長        それで、もう一点だけ、実は最近全国各地で水道管の破裂だとか、水源地の破損だとかでいろいろと断水、すぐ断水になるという、私の認識ではテレビで見るとは思いますが、羽幌町についてのそういう水害とかいろいろな部分の対応策というか、そういう部分については水道課のほうではサブ的なものを持っているとか、そういう部分についてちょっとお聞きしたいのですけれども、いいですか。分かりますか。

棟方課長            災害時の予備の水源とか、そういうようなことだと思うのですが、水源については特段予備のものというのはありません。ただ、皆様御存じのように、令和2年度ですか、ブラックアウトの教訓もありましたので、非常用発電機を購入しまして、川から水をくみ上げる送水ポンプ場のほうと、あと上水作る浄水場のほうに非常用発電装置も設置しておりますので、施設さえ壊れなければ電気もすぐ発電して水を作って送ることができるというような状況にはなっております。また、仮に施設が何か被害を受けて最悪断水になったという場合を考えると、当町も加盟しています日本水道協会という組織がありまして、その中で災害時の相互応援に関する協定というものがござります。そういう協定を結んでおりますので、もし何かあった場合にはその枠組みに基づいて、加盟している会員相互間で応急給水ですとか、施設の応急復旧作業とか、そういうことをお互いに応援するような仕組みというものが取られておりますので、最悪そういうふうにならなくなった場合にはそういう支援も受けながら早期の復旧を目指すというような体制になっております。

逢坂委員長        その関連なのだけれども、羽幌町内だけでなく両島、島もやっていると思う。これは、いろんな水源から取っていると思うのです。1か所だけではなくて、地下水だとか、いろんな湧水とか。それで、離島で例えば断水とか、昔たしかあったはずなのです。そのときは羽幌からピストンで輸送したという経緯あるのだけれども、それから何か離島に対してそういうことのないように、先ほどと同じような質問になるのですけれど

ども、対策みたいのを考えたのかどうか、羽幌町として。その辺も含めて。相当前、もう何十年も前なのですけれども、断水になったときは僕も現地に行っていますので、よく覚えているのですけれども、水を運んだというのは自衛隊に頼んだり、消防に頼んだりしてということがあったのですけれども、そういう場合にあそこは例えば原水池が壊れたということだったのだけれども、そういう対応策というのはそのとき以来、もう何十年もたっているのですけれども、考えたことがあるのか。(何事か呼ぶ者あり) 暫時休憩します。

(休憩 14:33～14:33)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

小笠原係長 離島地区の非常時の水源を含めました水の体制はどうなっているのだというところで、先ほど委員長おっしゃったように、たしか離島には自衛隊、消防を借りて過去にピストン輸送させた経過がありました。現状今どうなっているかといったところだけ私分かりますので、ちょっと説明させていただきますと、両島、焼尻につきましても2,000トンタンクというのがございます、今動かしているものが。天売にも2,000トンタンクがございます。大体、天売、焼尻で差はあるのですけれども、1日100トン前後皆さん水を使われますので、常時1,500トンから2,000トンの水をその配水池にためながら供用開始、ちょっと有収率低いという問題はあるのですけれども、そういった対応を含めまして今取っておりますので、地震で配水池壊れるとか、どこがどうなるかというのは予測できない範囲の中で、昔消防とか自衛隊に頼んだ状況よりは配水池を整備した経過もございますので、そういった部分では非常時には対応できるかなというふうにも考えてはおります。

逢坂委員 ぜひそういう対応を考えてください。

ほかにあれば。(なし。の声) ないようですので、それでは上下水道課についてはこれで終わりたいと思います。大変ご苦労さまでございました。ここで担当課入替えのために暫時休憩します。

(休憩 14:35～14:45)

逢坂委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、建設課所管について行っていきたいと思います。

まずは、1件目の町道管理状況について、担当課の金子課長より説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2 町道管理状況について

説明員 建設課 金子課長、高本係長

金子課長 14:45～14:47

それでは、まず最初に私のほうからご挨拶させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中説明の時間をいただき、大変ありがとうございます。本日は、今言いましたとおり、町道管理状況について、そして除排雪業務開始に伴う課題等についてご説明させていただきます。

なお、運転技術員の出席だったのですが、以前より夏季休暇を予定していたことから、本日は出席することはできませんことをご了承願います。ただ、先週の降雨により砂利道の道路の状況が悪いというところが散見されたことで急遽本日南部技師のほうも出勤して現場のほうで作業している状況ですので、ご理解いただきたいと思います。運転技術員とは日頃より情報共有に努めてきているところであり、できる限り皆様のご質問にお答えしていきたいと思いますので、重ねてご理解いただきたく、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、町道管理状況について高本のほうからご説明させていただきます。

高本係長 14:47～14:51

座って説明させていただきます。まず初めに、町道管理状況についての資料なのですが、1ページ目のほうから、資料1ページの令和3年度末の町道の認定路線が246路線で、延長は183.5キロメートル、歩道の認定路線は66路線で49.0キロとなっております。

次に、1の町道維持管理に係る事業ですが、パトロールや路面整正等を行う道路維持管理業務のほかに、舗装の補修、区画線塗装、側溝清掃といった毎年継続して実施する

必要がある事業、業務を年度の初めに委託しています。

次に、令和4年度に実施する道路事業を記載していますが、主なものを説明します。⑧番の寿2線の望潮橋の躯体のひび割れ、床板の断面補修等の工事、⑨番のほうが令和5年度に本体工事を予定している上羽幌二股ダムにある熊見橋の支承伸縮装置取替え等の補修設計業務、⑩番が橋梁の健全度を診断する法定点検業務、⑬番で南6条通りの6丁目から5丁目の間110メートルの舗装補修工事、⑭番が北2条通り1丁目の歩道60メートルの整備工事で、工事の発注から施工まではおおむね計画どおりに進んでいるところ

です。次に、1枚めくっていただいて2ページ目になります。2の整備、補修計画についてですが、(1)、舗装個別施設計画は、令和3年度から12年度までを計画期間としていて、令和3、4年度で南6条通りの舗装補修を実施して、今後は南3条通り、南2条通り、北1丁目通りの整備を予定しているところ

です。資料については、歩道、車道整備等、3ページ目のほうに一覧表、4ページのほうに位置が赤字で記されている資料を添付しています。次に、(2)、橋梁の長寿命化修繕計画ですけれども、これは令和2年度から11年度までを計画期間として、令和4年度に上羽幌の二股ダムの熊見橋、令和6年度に築別の6線橋、数年後には上築9線のみり橋、上築8線の広瀬橋、寿4線橋の補修を予定しているところ

です。橋梁の補修については、資料の5ページから7ページ目までに町内の橋梁一覧の診断の状況、9ページ目に今年度事業を実施して補修している橋梁の位置図が記されています。次に、また2ページ目に戻りまして、下段の(3)、その他で、平成29年度から令和3年度まで羽幌小学校の周辺の南4条通り、南5条通りの歩道を整備して、令和元年度から8年度までで老朽化している北2条通りの歩道の整備を進めているところ

です。街路灯については、計画的な撤去、新設を行った結果、令和4年度でおおむね修繕を完了しています。また、地域で管理されなくなった植樹ますについて、町内会の要望を基にして撤去を進めているところ

です。資料のほうは、10ページ目のほうに南4条通り、南5条通りの歩道の補修、北2条通りの歩道の補修箇所、資料の11ページ目が植樹ますを撤去する予定の本年度発注している箇所になります。

12、13、14ページは、ちょっと話が戻るのですが、毎年実施している道路維持事業の対象箇所の図面を添付しています。

以上で町道の管理状況の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

逢坂委員長

ありがとうございます。大変見やすいといえますか、詳しい説明資料を作成していただきましてありがとうございます。

それでは早速、説明をいただきましたので、質疑応答に入りたいと思います。何かあれば挙手にて発言等をよろしく願いいたします。何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:52～15:35

工藤委員      せっかく町道の委員会ですので、私住んでいる商工住宅が先日8日の大雨、そのときに長靴でないと歩けないぐらい車道にも水たまって、排水がうまくいっていないのではないかとということで、町民の方、何回も経験ある方に強く言われたのですけれども、これはどうしてこういうふうになるか、役場で点検しないともっと雨降ったときには大変なことになるということで、大変そこの町内の方は心配して言っていたのですけれども、この辺の状況は役場として把握しているのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

金子課長      現場の状況については、先週確認させていただいております。この箇所については、側溝清掃なども含めて清掃を、正確な時期は分からない。五、六年前にしています。今後側溝清掃をする予定であります。原因なのですが、近くに開発の事務所が高台というか高い位置にあって、その水が流れてきている状況があるようです。それは過去にもあったので、そのときに開発のほうに対応をお願いしているところなのですけれども、今回そういう状況が見られましたから、開発のほうで何らかの対応を検討してほしいということで申し入れたいと考えているところです。

工藤委員      もう一つは、あそこの商工団地に入るのは国道のほうが高いことが原因であって、例えば北のにしん屋さんの駐車場からの水も全部団地のほうに流れていくのもかなりの要因かなと思うのです。だから、その辺は国道だから国ということになるだろうし、町としても、さっき言っていた開発さんに対しても、あるいはあそこにトヨペットさんもあるし、いろんな周辺の方にも部分的にお願いするというのも大事だと思うので、その辺役場の対応でないと話合いできないと思うので、大変な問題にならないうちにやってほしいなと思います。僕ちょっと気になっているのは、

側溝の車道の縁のきれいになっているところはきれいになっているのだけれども、草が生えたりして水を吸い込んでいけないのかなというのもしつも通って気になっているのだけれども、その辺の清掃もやってほしいなと思うのです。それをやることによってスムーズに路面の水が側溝に入っていけばあれほどひどくならないのだろうというふうに思うのです。今回だけでなく、過去にも年に何回か強い雨が降るとそういう状態になっているので、その辺よく分かっていると思うけれども、対応してやってほしいなと思います。お願いします。

逢坂委員長 答弁はいいですか。

工藤委員 はい。続けていいですか、ちょっと分からないので、教えてもらいたいのですけれども、2ページ目なのですけれども、橋梁の長寿命化計画の中の築別9線、みのり橋、これって川端さんのところに渡る橋のことですか。

高本係長 みのり橋は、築別9線の川向かいのほうに向かっていく橋梁になります。幅員が若干狭い橋なのですけれども、この補修を今後予定しています。

工藤委員 補修ということは、橋の幅を広げるということ。

高本係長 今国のほうの補助事業で実施している道路メンテナンス事業なのですけれども、この事業では橋の規格を変更するものではなくて、今ある橋をあくまで修繕しますという事業であったので、幅員を例えば5メートルを10メートルにしますとかという工事ではなくて、現状のものを直すという補修になります。

工藤委員 以前ここに住んでいる方から、トラクターで通るときにトラクターに取り付ける機械というか、その幅が広いせいもあるのか、あれなのですけれども、橋の端にぶつかると、こういうのであれば農作業もうまくいかなしいということで何年か前に強く言われたのですけれども、この辺のところはそこで営農やっている方とは話し合ったりしているのか。

金子課長 長寿命化計画つくるときには一応現地のほうに赴いて現地の人から意見などを聞きながらつくったということです。おっしゃるとおり幅員が狭いという話も当時出ているところなのですけれども、どうしても今の補助事業の内容で現状の維持補修ということなので、計画としてはそういう計画で立てさせていただいているところです。ただ、若干期間もありますことから、新たに話聞きながら必要なときに検討していきたいと考えております。

工藤委員 そこで営農やっているということは、年間の収益も上がっているし、農業の方がうまく農作業できて、そこで収益を上げていくということは町としても幾分かでもスムーズに作業ができるように捉えてあげないといけないのだろうなというふうに僕思うので、その辺のところ、そこで農業やっている方にどういう状況ですかということできちっと話を聞いて、修繕するのであれば、その後使い勝手がいいようにやってあげるのが町としての仕事だと思うので、その辺よろしくお願いします。

逢坂委員長 答弁いいですか。

工藤委員 はい。

船本委員 植樹ますについてお聞きしたいのですけれども、今これ管理されていないのはどのくらいの数あるのですか。分からないなら、やっていないのだったらいいよ。

金子課長 過去にアンケートは受けている状況なのですけれども、アンケートを受けて、もう管理しないというところはほぼ撤去が終わるところなのかなという状況で、今現状で使っていない箇所というのはちょっと把握しておりません。

船本委員 実は植樹ますに、個人でやったのか行政でやったのか分からないのだけれども、除草剤まいて、それから中には家庭菜園、トマトだとかナスだとか作っている。僕は、これ悪いとは言わない。普通駄目だということになるのだろうけれども、羽幌は羽幌のカラーを出して、そういうとこ

ろに使わせるのなら僕は使わせてもいいと思う。だけれども、そのままやっつけていいのなら、ああいうのやっつけていいのかと聞かれた場合にいいとも悪いとも言えないし、それと霊園のほうへ行くところなのだけれども、除草剤まいているのです。あれは、ちょっといかがなものかなと思ってます。まず、そこら辺どうなのかお聞きします。

金子課長 植樹ますの管理については町民課所管になるのですけれども、基本的には町内会で管理をしてもらうということで植樹ますというのは整備しているところです。植樹ますに何を植えるかというのは基本的には町民課で花を配布したりだとかという範囲で限られているのですけれども、現状を見ると個人的に自分の家の前だとか、そういうような状況も若干見られます。ただ、我々のほうとしても管理していただいているところなので、例えば通行だとか歩行の邪魔にならない、また近所から苦情などが無い場合はある程度黙認というわけではないのですけれども、節度を持って管理していただくよう一応お願いしているところです。あと、除草剤については把握しておりませんが、改めてその辺状況確認しながら適切な指導、お願いなどを進めていければなと思います。

船本委員 植樹ますといったら、僕ちょっと認識不足で町民課でやっているのを知らなかったものだから、ただ花を植えて、花については町民課のほうに申し込んだりとかなんとかで、あと植樹ますといったら建設課の管理かなと思ったものですから、質問させていただきました。分かりました。それで、町民課のほうともそこら辺話し合って、何でもかんでも駄目だ、駄目だでなく、羽幌のカラーならカラーを出して、町民のために通っても見やすいような形に、本当に草だらけになっているのも結構ありますので、そこら辺町民課のほうとも話し合っていたらいいなと思います。それから、もう一点続けていいですか。

逢坂委員長 はい、どうぞ。

船本委員 町道の草刈りというのは、これは委託しているのですか。

金子課長 委託しています。

船本委員 年何回と決めているのですか。

金子課長 草刈りは例年2回、大体お祭り前の6月中、そしてお盆前の7月から8月初旬にかけて実施するようになっていきます。それぞれ大体14日から20日間ぐらいかけて実施しているところですよ。

船本委員 結構草だらけのところがあるんですよ。だから、今日本当は維持の職員も出てきて、前は出てきてくれたんですよ。今回、前にもお願いしたのだけれども、出てこないんで、委員長にそれを要請したんですよ、ぜひ出てほしいと。だけれども、今回は残念ながら欠席、仕事の都合だということだから理解しますけれども、直接そこら辺、道路維持の人は回って見ていると思うので、これは夏も冬も含めてなのだけれども、あまりひどいところは業者に言ってやってもらうような形にしたほうがいいと思うんですよ。そこら辺どうですか。

金子課長 先ほど20日間ぐらいかけてやるということなのですよけれども、大体1回当たり路線数にして60から70路線、町内全域やるような形で、それを20日間でやるものですよから、人的にも時間的にもそのような余裕がないというか、ぎりぎりのところでやっているところですよ。ただ、例えばそれ以外に縁石の隙間から生えている草だとか、あと管理されていない植樹ますというのも多々あります。そこで、あまりにも通行だとか歩行に支障があるところは随時草刈りも本年度やってきているところですよ。パトロールも月2回、定時でやるようにしていますし、運転技術員のほうは随時、毎日ではないですよけれども、随時パトロールして確認しますし、我々職員のほうでも町内を確認して回って一応やってきているところですよ。また、そういうご要望というか、そういう箇所がある場合は直接我々のほうに申し入れてくれればありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

船本委員 例えば今は年2回ということなのだけれども、それで業者が無理であれば、逆にそんな無理なことをやらせている自体が僕はおかしいと思うんですよ。だから、予算があるだとかないとかでなく、必要な分は上げてみ

なかったら、それは予算つくつかないか分からないのだから、業者の話をよく聞いてみて、羽幌町はまして観光地だ、天売、焼尻の玄関口だといいいながらも、そこら辺が草だらけであれば、それと体育館の道路なんかは結構ひどいのです。毎年そうなのだけれども、そこら辺業者にあれして無理であれば、それは予算上げて、2回のところは3回なら3回やる。その期間ももうちょっと時間見てやるだとか、そこら辺も業者の意見も聞きながら、また維持の職員がパトロールして一番分かっていることなのだから、その話も聞きながら、事務方のほうは予算要求するなりなんなりしてあれしたほうがいいような気がする。これは毎年のことなのだもの、草刈りの関係。そんなことで、答弁は要りませんので、ぜひそこら辺、ただ聞きっ放しでなくしっかりとやっていただきたいなと思います。

森 議長 整備計画の中の財源の話で、公共施設等適正管理推進事業債を活用するという記載がありますが、ちょっと時間が押しているので、私のほうから付け加えますけれども、交付税措置率30から60%というのは財政力によって変わるという原則になっています。羽幌町は決まっているはずなので、30から50という表現ではなくて実質羽幌は幾らなのか、なぜその理由なのだということをまずお聞きしたいと思います。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:10～15:13)

逢坂委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

高本係長 道路の補修の事業に関してなのですが、これの交付税のことについては財務課のほうに50%であることを確認しているところです。

森 議長 それでは、長いので、事業債に省略しますけれども、については令和8年度までの暫定の事業になると思います。ただ、過去を見ると29年から3年までの4年間を延長して8年までということになっています。恐らくこういうものというのは、よっぽど財政的な国家状況が悪くない限り、

そんなに簡単に、普通10年とかにしてくれればいいのに4年というのは短いなという印象はありますけれども、昔は修理は一銭も補助金ないですという時代からこういうふうになってきていますので、町財政全体の問題もありますけれども、確実に担保できる50%というときに来年度、再来年度予算の中で、ほかの予算との調整もあるかもしれませんけれども、ずっと遅れてきている部分は確かにこういうことはあるような気がしますので、担当課としては50%あるのだということと、いろんな予算要求もいっぱいあると思いますけれども、ぜひこの機会に少しでも進めるような形で検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

金子課長 そのように努めてまいりたいと思います。

阿部委員 一番最初の1ページ目の部分からいきます。町道の維持管理業務ということで、傷んだ箇所とか、特に春先なんかは結構点検しながら直していただいているなどは思うのですけれども、前回ももしかしたら聞いたかなと思うのですけれども、計画にはのっていないような感じで、急に直したりとか、そういった箇所というのは大体何か所、平均的に年間平均どのぐらい、予算の範囲内だとは思っているのですけれども、どのぐらいあるものなのか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:15～15:18)

逢坂委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

金子課長 現在資料を持ち合わせておりませんので、詳しいことは答えられないのですけれども、年間40トンの補修をしているところです。

阿部委員 年間40トンということで、ちょっと心配になっているのが40トンの中でどのぐらいできるのかなと思って今質問したのです。というのも、今までと違っていろいろな単価が上がってきているので、例えば今まで40トンの中で30か所ぐらい、予算の範囲だとすると30か所直せたのが20とか

になってしまうと、住んでいる人に見れば遅いとか、もうちょっと早くやってほしい、きれいにしてほしいといった、クレームと言ったらあれですけども、そういったのが出てくるのかなという思いがあったので、こういった質問したのですけれども、1トン当たりの単価というのは年々上昇してきているものなのかどうなのか、まずそこら辺お聞きしたいと思います。

金子課長 これは正確な数字は申し上げられないのですけれども、少しずつなのですけれども、単価が上昇しているということは一応確認。

阿部委員 単価が上がってきている中で、40トンということで予算としてはそれで計算していくと思うのですけれども、単価が上がっても40トンは維持するという感じで、予算は当然上がっていくでしょうけれども、それは維持していくということによろしいのかどうか。

金子課長 毎年春先に道路の破損状況だとか確認しております。それに基づいて算出している数字ですので、基本的には現状の補修量を維持したいという考えでございます。

阿部委員 分かりました。それが減ってしまうと、先ほどの繰り返しになりますけれども、直してほしいのだけれども、直してもらえないということにもつながってくると思いますので、そこはできる限り維持していただきたいと思います。先ほど草刈りのことで年2回ということでありましたけれども、やっているところはきっちりやっているのかなというふうには、一生懸命やっていたらいいなと思いつつも、道路を維持していく上で人手というのがどんどん、どんどん減ってきているのかなと。この後除雪もありますけれども、そういった部分で人手が減ってきている中で今後そういったのをどう維持するのか、予算を増やすだけではなかなか難しいところというのもあるとは思っています。回数を増やす、それを専門にやっているわけではないと思いますので、そういった業者も。ほかの業務もありながらそういった道路維持のほうの受託もしていると思うのですけれども、その辺は担当課として道路維持していく、夏場も冬も大変だとは思いますが、そういった部分はどう考えているのか

お聞きしたいと思います。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:21～15:22)

逢坂委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

金子課長 草刈りに限らず、そういうのは大きな課題としては一応建設課としては考えております。現状としては具体的な対策などはなかなか考え切れていないところなのですけれども、その辺は現場の職員、委託している業者などと協議を重ねながら、何らかの対策というか、対応をしていかなければならないなというふうに考えてございます。

阿部委員 確かに課長の言うとおりに、どういった対策ができるのか、どういった対応ができるのかというのは僕としても難しい部分は当然あるとは思っていますので、その辺質問にはならないですけれども、どういった形がいいのか、今後考えていただければなと思います。  
あともう一点、舗装の修繕計画、3ページ目なのですけれども、今後10年ということでありますけれども、これはかなり老朽化している箇所なのか、どういった感じで、18か所ぐらいあるのですけれども、ピックアップしていったのか。交通量が多いものなのかどうなのか、どういった形で挙げていったのかなというのが疑問に思ったので、教えていただきたいと思えます。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:23～15:24)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

金子課長 この計画つくる際に、正確な年度は忘れたのですけれども、平成の26年

か27年だったと思うのですけれども、そのときに全町的な点検をしています。その際に補修の必要な箇所をピックアップして、今回ここで挙げさせてもらっているということです。

阿部委員 点検した結果いろいろと、例えばひび割れがしているとか、アスファルトがはげているとか、いろいろとあってやると思うのですけれども、全部が全部ではないとは思いますが、車の通りが少ないのに直しているなという箇所も見受けられるところもありますので、それだったら、通学路と言ったらあれですけれども、よく聞かれるのは、子供を持っている親から言われるのは通学路のほうをもうちょっときれいにしてほしいとか、そういった要望もありますので、その辺当然この中にも入っていると思うのですけれども、そういったときに急に直すというのは難しい部分もあるかもしれないですけれども、ぜひそういった声もあれば対応していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。一応答弁だけ。

金子課長 この計画つくる際には、そういった意見も踏まえながらつくっている計画です。担当課としてはまずは計画どおりに進めていくというのが第一なのかなと考えています。ただ、状況は毎年度変わる状況でありますから、その辺現場確認しながら適切にしていきたいなというふうに思っています。

工藤委員 これは7ページなのですけれども、第5三毛別橋、それから第7三毛別橋、これ補修内容、伸縮装置取替え、どちらもそうなのですけれども、この橋は通常使われている橋なのかどうか。

高本係長 三毛別の橋のほうなのですけれども、羽幌ダムのほうに向かっていく橋で、主に一般の方が通行する橋というよりは、ダムの管理のために設置された道路と橋梁になります。

工藤委員 それでは、直す必要があってやっているということですか。

高本係長 平成27年度の点検の結果から、新年度は、ローマ字でⅢとあるのですけ

れども、これができるだけ早期に補修をしましょうという診断結果なので、交通の多い橋に関しては年度を前倒して行っていくのですけれども、点検結果Ⅲなので、計画年度の後ろのほうで補正する予定でいます。

工藤委員 すみません、何回も。ということは、今後もダムがあることによって、そこは作業で通行するのだということで直すということでいいのですか。

金子課長 そのとおりです。

森 議 長 ちょっと確認だけ。3ページ、その備考の欄に他事業計画があるので一部停止、もしくは中止というのが4件ありますけれども、他の事業計画というのを具体的に教えていただきたいのですが、それでなぜ事業中止になったりしているのか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:29～15:31)

逢坂委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

金子課長 これに関しては、後ほど確認してお答えさせていただきたいと思います。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、私のほうから1点だけ、確認だけやらせていただきます。実は、旧平尾商店のところから曲がる道路、元の橋からフェリーターミナルに行く道路あるのです。御存じだと思うのですが、フェリーターミナルのほうに行くと段差があって、これは業者の方が言われていたのだけれども、トラックで行くとドンと音するぐらいの、上から曲がってくる場合も。そういう部分であの部分は直せないのかなという部分、直せないなら直せないでもいいのですけれども、その辺建設課として確認をしているかどうか、あるいはそういう現状を分かっているのか。分かっている、あそこは違う道路だからというものなのか、その辺説明していただければ。分かっていますか。(カーブ

から進んでいく。(の声) ちょうどカーブ曲がって、境が段になっているのです。上るときもショックあるし、その辺の確認という意味で。答弁は確認してからということでも全然いいですけども、そういう答弁でもいいと思うので、直せとかというのは、昨日も走ったのだけれども、両方から走ったのだけれども、結構ショックあるので。場所分かりますか。

金子課長 現在フェリーにつながる道路としては、カーブというか、曲がったような道路になっていますので、整理としてはそういう整理をすることになります。段差については、なかなか今現状では解消するという予定はないのかなというふうに思っています。

逢坂委員長 ぜひ検討はしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、次に入る前にちょっと休憩をしたいと思います。13時45分まで休憩します。

(休憩 15:35～15:45)

逢坂委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

金子課長 先ほど答弁しますという件なのですけれども、他事業計画というのは下水道事業ということで、この道路上に下水施設があって、そこを舗装を先にやってしまうとその後また下水道事業をやると2度工事することになるので、我々のほうとしては下水道事業に併せてその箇所を舗装を一緒にやるということで、一部分を中止するというので書かせていただいております。

逢坂委員長 それでは、ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、次に2件目の除排雪業務開始に伴う課題等について説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

## 2 除排雪業務開始に伴う課題等について

説明員 建設課 金子課長、高本係長

金子課長 15:46～15:46

それでは、続きまして除排雪業務開始に伴う課題等について、高本のほうから説明させていただきます。

高本係長 15:46～15:56

引き続き、資料のほうを基にして説明をさせていただきます。

令和4年度の除排雪業務の内容等についてですが、資料の1ページ目、除排雪業務契約についてですが、委託期間はこれまでの本委員会でも11月中からの開始をとの意見をいただいておりますが、今年度についても例年どおり12月開始とする予定であります。ここ数年の状況を見ますと、平成28年度と29年度の2年間は11月中旬頃からの降雪量が多く、5日間から6日間程度の稼働をしております。しかし、平成30年度は原野地区のみで2日間、令和元年、2年、3年度は11月の稼働実績がなかったことから、今年度についても12月からの契約を検討しているところです。なお、11月中に降雪があつて除雪作業が必要となった場合は、住民生活に影響のないように道路維持管理業務の中で対応することとしております。契約方法は随意契約として、今年度の予算額は市街、原野地区で1億3,273万7,000円、離島地区は天売、焼尻を合わせて440万円です。

次に、除排雪業務の概要についてですが、1番の除雪延長は車道は112.9キロ、歩道が15.9キロ、合計128.8キロで、昨年度と同様の見込みであります。

2番の実施方法についても、これまでどおり市街、原野地区については羽幌町道路環境事業協同組合への委託、離島地区については島内の事業者への委託を予定しています。

次に、3の市街、原野地区の業務内容についてですが、こちらも昨年度から変更はありません。(1)、作業時間については午前5時から午後5時までとして、(2)番の作業工種は車道、歩道の除雪作業のほかに路面整正、排雪、融雪剤の散布等を行います。(3)、町から受託業者への貸与車両については、除雪ドーザー5台、大型のロータリ除雪車が5台、歩道用ロータリが3台、ダンプトラック2台の合計15台であります。(4)の作業目標ですが、記載のとおり、車や歩行者が安全に通行できる状態を確保することとしていきます。次、一番下の段の(5)になります。作業基準については、車道及び歩道の除雪は降雪量がおおむね10センチに達した場合としていますが、このほか気象状況や道路状況等を総合的に判断することとしています。路面整正については、通行車両が危険を回避するために道路を逸脱、または反対車線へ進入する可能性があるものと判断した場合に行うこととし、排雪については除雪作業において作業目標を達成することが困難と

なった場合に行うこととしています。

続いて、令和3年度の除排雪業務の実施について説明をします。資料の2ページ目になります。1番の稼働実績の(1)、市街、原野地区についてですが、市街、原野の除雪分の稼働時間は前年度比88%の1,475時間30分であり、排雪分の稼働時間は前年度比103パーセントの7,340時間55分となっております。原野地区の除雪稼働時間は、前年比91%の2,197時間40分で、市街、原野地区合計の稼働時間は前年比98%の1万1,138時間40分となっております。次に、(2)番の離島地区についてですが、天売地区の稼働時間は前年比77%の134時間10分であり、焼尻地区の稼働時間は前年比80%の146時間50分で、離島地区合計の稼働時間は前年比78%の281時間となっております。また、表の下にあるグラフですけれども、過去5年間の稼働時間の実績を可視化したものになります。

次に、3ページ目、2番の委託料実績についてですが、表の2段目の令和3年度予算内訳で、市街、原野地区の当初予算については1億3,380万円に対して、当初の契約額は1億2,314万5,000円であり、最終契約額は1億8,987万1,000円で、前年比233万2,000円の増となっております。天売、焼尻地区は、それぞれ当初予算額220万円に対して最終契約額は217万8,000円で、令和3年度と同額となっております。その下のグラフは、過去5年間の委託料の実績を可視化したものになります。

次に、資料の4ページ目になります。3番の苦情処理件数等についてですが、令和3年度は12月が19件、1月が15件、2月が14件、3月が10件の合計58件で、前年度の90件から32件の減となっております。苦情の内訳は、除雪の依頼が19件、排雪依頼が14件、置き雪に関するものが7件、雪割り依頼5件が主な内容で、令和3年12月後半から年明けまでの降雪量が多かったことから、除排雪作業の依頼が一時期多くありました。今後も苦情内容等を運転手や作業員が把握して、注意を払いながら安全で丁寧な除排雪作業を行う体制を整えていきます。

4ページ目の下段になりますが、4番、雪捨場の使用結果についてですが、町の排雪と業者用の排雪場所になっている汐見の自動車学校奥、北町の北成水産裏、栄町のヒラメ養殖場付近とスポーツ公園、港町のサンセットビーチ駐車場と、併せて一般町民用の朝日団地の横についてですが、この雪捨場については必要に応じてロータリで拡幅作業などを行い、堆積場所を確保しました。

次のページで5ページになります。過去の気象状況についてですが、表の2段目の令和3年度の降雪量、一番右側、令和3年度の部分で495センチ、その次の段の最深積雪は117センチで、過去10年間で比較すると降雪量は平年並みで、最深積雪は平年の約1.3倍で、これは令和4年1月の末頃から2月前半にかけて天候の悪化した日が続いたことが積雪量の増加につながったものと考えられます。

また、次のページに移っていただいて、6ページ目のグラフですが、過去10年間の月ごとの降雪量を可視化したものになっております。

次に、7ページ目、A4横の表になります。6、建設課所管の除排雪用車両の一覧についてですが、現在除雪ドーザー、ロータリ除雪車、ダンプトラックなど計18台を保有しております。令和2年度には社会資本整備総合交付金を活用してロータリ除雪車1台を更新しています。令和4年度、5年度の除雪車両の購入予定はありませんが、20年以上経過している車両が複数あるため、適切な点検、整備などを行い、現状の車両を可能な限り使用できるよう努めているところです。

最後の8ページ目なのですがすけれども、これは過去の除雪の委託料の実績、あとは排雪用のダンプの稼働時間、そして車両の修繕費などを参考に添付している資料になります。

以上で除排雪業務に関する事項の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

逢坂委員長

ありがとうございます。それではこれから質疑応答に入りたいと思います。何かあれば挙手にて発言を願ひます。何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:56～16:14

船本委員 昔直営で除雪やっているとき、排雪するときに塀を傷つけたとか、車庫の角を傷つけたとかというのが結構あったのです。今でもそういうのというのはあるのですか。もしあった場合には、その修理代というのはどこで出すのか、どっちが持つか。

金子課長 私がこの任務に就任してからは、何件か、恐らく1件か2件程度あったと思います。それについては、事業者側で補償するようなことになっております。

工藤委員 冬場に課長に一度話ししたのですがすけれども、押しボタン式の信号がある場所のボタンを押すのに小さい子供たちが雪で届かないということが近くの町民から話があって、これ何とかできないのということで課長に話しに行って、その結果というのが何もなっていなかったのだけれども、その後どんなふうにも、課の中で話進むことがあったのか、なかったのか、

ちょっと聞きたい。

金子課長 押しボタン式の信号機については、設置者の公安委員会というか、警察署管轄になるのかなというところですか。基本的には我々が管理行き届くことができない箇所ではありますが、現状として場所によっては地域の住民で管理してもらえるところもあるそうです。地域の要望でつけたものですから、基本的には地域で管理していただくのが望ましいというふうに考えていますが、なかなか地域での対応は難しいという点も見られましたので、昨年度においては建設課のほうで、我々なのですけれども、定期パトロールというのをやっております。その際に、なかなか頻繁に行けるわけではないのですけれども、去年試験的というか、試しに我々のほうで町道にある押しボタン式のところを3回か4回ぐらい除雪させていただきました。雪が多いときにすぐできるということでもないので、十分ではないと思うのですけれども、一応そういうことをやりつつ、地域のほうにも何とか管理してもらえるようお願いできないかと努めていけたらなというふうに考えています。

工藤委員 そのとき僕が言ったのは道立病院の向かいの通りの押しボタンなのですけれども、細かにパトロールなり行って見て、町側でやってもらえればそれはそれにこしたことはないのですけれども、どうしても全部の町の押しボタン式のところを担当としてやるというのは難しいと思うので、例えばその町内の会長さんをお願いして、誰かできる人に、雪がたまったらちょっとスコップですくってできないかみたいなことは役場の立場として言えるのではないかなとも思うのです。ですから、小さい子供さんとか、あるいは高齢の方とか、そういう人方がスムーズに押しボタンを押せるような状況にしておくというのは町側としても大事なことだと思うので、その辺何とかうまく次に来る冬の時期もやってほしいなと思うのですけれども、その辺はどうですか。

金子課長 そういう思いもあって去年は担当課のほうで試しに、どのぐらい時間がかかるのか、作業計画とかというのを確認する上でやらせていただきました。ただ、それをもってすぐに町内会ということにもならないと思うので、その辺はちょっと時間を置いて、ちょっと時間かかるかもしれない

いのですけれども、少しでも改善できるように努めていければと考えております。

磯野副委員長 排雪用のダンプの借り上げについて、昨年豪雪とかがあったときにあちこちの町村で排雪が追いつかない理由としてダンプが少ないのだという話をよく聞いたのですけれども、我が町としては現状は充足しているということなのでしょうか。

金子課長 ダンプに関して、昨年度においては不足するというような状況には至っておりません。あとは、道道、国道とかもありますので、その辺は調整しながら進めていっているところです。今後においてもそのような対応で、できるだけそういう過不足が起きないように対応していければと思います。

磯野副委員長 それであれば、よく言い訳として業者がダンプないのだという部分を耳にするので、そうではないということ。10トンダンプ借り上げというのは1台という、何台なの、実績というのは。

高本係長 その日によって借りる台数が決まっているわけではないのですけれども、おおむね8台から9台程度で1日動いていて、作業内容によっては10台、11台ということもあります。

阿部委員 建設課の担当になるのか、ちょっとあれなのですけれども、毎年冬になる前に、迷惑駐車であったり、道路に車を止めていることによって除排雪業務にちょっと支障が出たり、そういったことで広報等にも載っているとは思いますが、結果として年々減ってきているものなのか、変わらないものなのか、その辺はどうなのか教えていただきたいと思えます。

金子課長 増減に関しては現在ちょっと分からないのですけれども、去年の状況を見ると大きな問題になるようなことは聞いておりません。ただ、ゼロではないので、随時そういう状況を確認したら、個別に指導というか、お願いというふうに回っているところです。

- 阿部委員           それほど大きな問題もなくということですが、あることによって作業が遅れてしまって、結果的にどこかに迷惑かかるといったことだとそれはそれでまた別の問題になってきますので、建設課にばかりパトロールということでもなくて、警察のほうとか、そういったところとも相談しながら、どういった対応できるかというのをぜひしていただきたいと思います。
- あともう一つ、排雪した後によく見受けられるのが、玄関前だけならいいにしても、結構家の横から裏から引っ張り出してきて、せっかく排雪したのにまた道路が狭くなってしまったという、それはそれでまた問題というか、ちょっとどうなのかなという思いがあるので、そういったのも担当課のほうとしてある程度押さえていて、指導もしているのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。
- 金子課長           それに関しても状況のほうは随時把握して、あまりにも改善されないところは個別に忠告を行っているところでございます。
- 阿部委員           建設課のほうで注意しているということですので、雪が少ないときなら別にそれはそれで問題ないのですけれども、雪が多くなってしまうと、やっぱりそれはそれで皆さんストレスも抱えてしまっているところもありますので、あまりひどいようだったら、今までどおり指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
- 船本委員           前にも聞いていると思うのだけれども、除雪の前に道道、国道、町道関係者、開発、警察も含めてそういう打合せ会議をやっているのですか。
- 金子課長           開発主導で道と町と、そういった会議は例年開催しております。昨年度においてはコロナの状況があって、書面等で対応になっているのだけれども、基本的には毎年関係者集まって協議するということになっています。
- 船本委員           歩道が町道から道道、町道から町道に出る中小路からの角が全然見えな  
いのです。あれ何回も今までも委員会でも質問したのだけれども、全然

直っていないのです。それと、屋根の雪落ちるところ、何か所も町なかにあります。これも言ったのだけれども、ほとんど直っていないような状況なのだけれども、町で言って駄目だったら、警察も一緒に入っているのであれば、そういうのを警察からも、事故あつてからでは遅いので、やってもらうようにしていただきたいなと思います。答弁は要りません。それから、もう一点、先ほど工藤委員から押しボタン式の部分について町内会に依頼するものはするというようなお話でしたけれども、町内会というのは任意団体であつて、町からは方面委員に委嘱しているわけですから、ずっと方面委員会議をやっていませんので、冬に入る前に方面委員会議くらいやって、町内会に依頼するものであれば方面委員に言って、方面委員から町内会のほうに話するような形にして、方面委員会議、これも町民課の管轄だと思うのですけれども、ほかの課でもそういうものがあると思う。ですから、ぜひそういうのを冬になる前にやっていただきたいなと思います。これも答弁要りません。

森 議 長 毎年契約の際に予算額を下回るような契約になるということの議論を毎回してしまつて、決して納得したわけではないのですが、今日の段階でそのことを蒸し返すつもりはありません。ただし、実態として予算昨年12月の段階で要求して、現状今年の3月ぐらいからウクライナだとか円安だとかの影響でかなり燃油が高騰しました。今若干原油は下がりぎみですけれども、円安がまだ続いていますので、原油の低下ほど価格には転嫁できていないということです。さらにこれから冬期間に向かっていきますので、通常でいくとまた上がり基調になる可能性もあります。その辺を含んで、今回予算とは別に、いつも予算どおりに契約していないのですから、そういうものを含んだ上で交渉というのかな、契約結ぶような考えあるのかどうかということを確認したいと思います。

金子課長 契約の積算根拠は、道の単価を用いて、そういうことになります。道単価は毎月改定されるので、毎年11月の単価改正の下に契約するような形になっていますので、その際にはある程度燃料の高騰だとか、そういう部分含まれているというふうに判断しております。そのような状況で一応契約業務をしていきたいなというふうに考えております。

森 議 長            どの程度全体除雪費の中に燃料費が含まれているかということは私は把握していませんけれども、かなりの金額に恐らく上っているというのは考えられます。結果として、ここの資料で見ると去年の予算額が1億3,300万が実際には1億2,300万ということで、1,000万程度ですか、低く契約しているのですけれども、場合によってはそういうものが上回った場合に例えば予算より上回る試算になると、どこに数字を積雪量をするかによりますけれども、そういうことが考えられた場合には当然それに沿ってやっていくということになる。今の説明どおりやるとそれでもやるのだということになるのだと思います。結果として補正予算とか、そういうことを含めてということでもいいですか。道単価に合わせたら予算より上回るので、道単価にさすがに合わせられないから予算どおりやりますみたいなことは考えていないということでもいいですか。

金子課長            基本的にはそのように考えております。

森 議 長            本当に実際使えるかどうか分からないのですけれども、今国のほうでは地方創生臨時交付金が物価対策ということで検討していきまして、1兆円を超える増額になるのではないかとされています。それが9月上旬にもうちょっと中見が確定して、地方に来るとされています。今分かっている範囲で言うと、低所得者に対する給付金の増額だとか、子供の給食費の補助、それから農林水産業に対する助成みたいなことがマスコミでは言われています。それぞれ各産業その他大きくて、特に車を使うという、ガソリンを使うという意味では、運送業とかというのはある意味では第1次産業以上に事業継続のための費用としてのウエートがすごく高い産業が羽幌でもいろいろとあります。現状今まで過去コロナ対策と称していろいろやった中でも、一部公共交通機関に類するようなところに対しては大幅な助成をしていますが、いわゆる運送業、それについては、特段ほかの例えば運送業ではなくても車を常時走らせているような企業についても基本的には今まで手当てはしていません。なぜ建設課で言うかということ、そういう検討になったときに、例えば個人企業ではなくても、いわゆる組合つくっていますけれども、場合によっては予算が厳しいということであれば、臨時交付金が法的に問題なければ、例えばそっちの臨時交付金のほうから組合に当てて助成をすとかということ

も、本当に実際できるかどうかは全然、まだ仕組みすら分かっていませんので、そういうことも念頭に置いて有効な交付金の活用というものも、単純にお金みんなにばあっとばらまけば、それはみんな喜ぶけれども、もっと本当に困った事業者とか、経営が厳しくなっていることは間違いありませんので、恐らく組合に出すとしたらこういうものがない限りは、契約であとは見るということでもどっちでもいいのですけれども、財源のこと考えたらそういうこともちょっと頭に置いてもらいたいなと思います。これは要望ですので、答弁は結構です。

逢坂委員長      ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、本日の委員会はこれで全て終了させていただきます。ご苦労さまでございました。